

## 政党・政治団体（現職議員）の利用について

※一般住民が対象のものに限る

使用目的	使用許可基準	
	許可	不許可
町政報告会、県政報告会、国政報告会	○	
一般住民が対象の講演会	○	
構成員の学習会、会議等の集会		○
政党、会派等の運営に関わる事務作業 例：文書発送作業、講演会加入受付、スタッフ募集		○
公職選挙法に基づく選挙期間中の立候補者の使用については、 選挙管理委員の指示により使用を許可する。	○	
後援会、励ます会その他、特定の候補者に係る集会		○